# 申請から助成までの流れ

## 1. 診療情報提供書を作成する

役場住民課窓口で診療情報提供書をもらう。補聴器相談医がいる医療機関を受診し、診療情報提供書を作成してもらう。



# 2. 補聴器の見積書を作成する

認定補聴器店で、診療情報提供書に基づき、補聴器の見積書を作成してもらう。



## 3. 村へ必要な書類を出す

必要な書類を役場住民課窓口に提出する。

①助成交付申請書 ②診療情報提供書 ③補聴器の見積書



### 4. 補聴器を購入する

村から助成金交付決定通知書が届いたら、補聴器を購入する。



### 5. 助成金を請求する

助成金請求書と領収書を役場住民課窓口に提出する。



#### 6. 助成金の振込

助成金交付決定書に記載された助成金の額を、指定口座に振り込みます。

#### ※注意事項※

- ①助成金の交付申請書を出す前に補聴器を購入した場合は、助成の対象外となります。
- ②診療情報提供書作成手数料等は、自己負担となります。
- ③助成金を再申請できるのは、再交付の場合は交付した日から5年、修理の場合は1年を経 過した場合に限ります。